平成３０年（フ）第１５４号
埼玉県越谷市大字弥十郎468番地１　越谷弥十郎住宅１―206
債務者　小澤　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
埼玉県新座市野火止３丁目９番28号
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２３号
埼玉県鴻巣市大間３丁目16番２号
債務者　富田　康明
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
埼玉県戸田市大字新曽302番地の１　ミシマ弐番館201号室
債務者　奥山由美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３７８号
埼玉県幸手市栄４番12―304号
債務者　山中由美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６９号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目10番地２　やさかハイツＡ棟101号、前住所静岡県裾野市水窪145番地の３　第２アゼリアハイツ113
債務者　山口　咲恵（旧姓森崎）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第８５号
静岡県沼津市原町中３丁目４番地　県営原町中団地Ｅ―401
債務者　近藤　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道旭川市春光台５条１丁目19番12号
債務者　箕浦　奈央
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
北海道旭川市４条通３丁目1616番地の１　光和ハイツ４・３　101号
債務者　佐竹美智代
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６４号
北海道旭川市神楽岡11条８丁目２番１号
債務者　福田眞由美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６８号
北海道旭川市永山５条22丁目４番18号
債務者　田中千寿瑠
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０１７号
大阪府豊中市中桜塚３丁目９番20―201号
債務者　増田つばさ
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９６号
大阪市淀川区十三元今里２丁目４番15号ヨーコービル202号
債務者　松上ひかる
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目２番33号　サウス210
債務者　東恩納竜希
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５６号
沖縄県沖縄市高原１丁目６番１―102号　県営高原団地
債務者　喜屋武元和
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１２０号
静岡県浜松市北区初生町1345番地の３
債務者　杉山　奈央
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係